

草津町における基金及び企業会計の推移



草津町ふるさと納税寄付額の推移



草津町のふるさと納税について①

平成27年度税制改正により、ふるさと納税制度が拡充され、個人住民税の特例控除額の上限が個人住民所得税割の2割(改正前1割)に引き上げられた。

これにより寄付を行なった際、2,000円を除いた全額が所得税と個人住民税から控除される寄付の上限(ふるさと納税枠)が2倍に拡充された。

- ◎ふるさと納税改革内容
 - ①所得税寄附金控除
 - ②住民税基本控除
 - ③住民税特例控除

草津町のふるさと納税について②

「特産品は一時所得の課税対象」

国税庁の質疑事例で触れている、 ふるさと納税の特産品の課税対象とは・・・

⑦ふるさと納税の謝礼と特産品に係る経済的利益については、 所得税法第9条に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、 地方公共団体は法人とされているので、(地方自治法第2条一項) 法人からの贈与により取得するものと考えられる。

草津町のふるさと納税について③

関係法令

所得税法第9条(非課税所得) 抜粋

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

- 一 当座預金の利子(政令で除くもの)
- 二 学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する小学校、中学校、高等学校 もしくは中等教育学校、または同法第七十六条(特別支援学校の部別に規定する特別支援学校・・・・

地方自治法第2条1項 地方公共団体は法人とする。

所得税法第34条(一時所得) 抜粋

(5) 法人からの贈与により取得する金品(業務に関し受け取るもの及び継続的に受け取るものを除く)

所得税法第36条(収入金額)

- 第1項 その年度分の各種所得金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入に加算すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益もって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価値)とする。
- 第2項 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価値は、当該物もしくは権利を取得し又は当該利益 を享受する時における価値とする。

草津町のふるさと納税について④

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの (<u>流通構造上、混在することが避けられない場合</u>に限る。)であること
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体の<u>キャラクターグッズ、オリジナルグッズ</u>その他これに類するものであって、形状、名称その他の特徴から 当該地方団体の独自の返礼品であることが明白なものであること
- 六 前各号に該当する<mark>返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供</mark>するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること
- 七 当該地方団体の

 区域内において提供される

 役務

 その他これに準ずるものであって、

 当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること
- 八 次のいずれかに該当する返礼品であること
 - イ 市区町村が<u>近隣の他の市区町村と共同</u>でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを<u>共通の返礼品とするもの</u>
 - ロ <u>都道府県が</u>当該都道府県の区域内の<u>複数の市区町村と連携</u>し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び 当該市区町村が共通の返礼品等とするもの
 - ハ <u>都道府県が</u>当該都道府県の区域内の複数の市町村において<u>地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定</u>し、当該地域資源を当該市区 町村がそれぞれ返礼品とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する<u>災害により甚大な被害</u>を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する 返礼品等を呈上することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること

草津町固定資産税の受給事情による減点補正について

評価額

評 点 数

X

×

評点一点当たりの価額

評 点 数

再建築費評点数



新・増築分の家屋

標準評点数 × 補正係数 × 計算単位の 数値

在来分の家屋

基準年度の 前年度における × 再建築費評点数 再建築費評点補正率 ※3

· 木造家屋 1.05

· 非木造家屋 1.06

損耗の状況に よる減点補正率



- (1)経過年数に応ずる減点補正率
- ①経年減点補正率(原則)

% 2

- ②積雪・寒冷補正率 (該当地区に存在する 家屋のみ)
- (2)損耗減点補正率 (特別な場合のみ)

需給事情による減点補正率



酸害1割

必要がある 場合のみ



- ◆ 草温泉の取組み実績
- ・プロが選ぶにっぽんの温泉100選 22年連続の日本一
- ・じゃらん人気温泉地ランキング2025 第1位
- ・市区町村魅力度ランキング 全国29位(1,741市区町村)
- ・国連主催。アンア景観大賞
- ·国土交通省主催、都市計画大賞
- ・テレビ東京 カンブリア宮殿 出演



t カ²22 げ年 さ連 ま続 で日

観光経済新聞社主催

旅行エージェントや 旅行メディア等の 旅行のプロが選ぶ ランキング

1987年開始2003年から第1位

草津町役場 愛町部 観光調 マシアスニワッル ᲬᲧルルテጵዴマルルリኢケテルルメ TEL-0279-88-7188

草津温泉旅館協同組合 *577-1797 年時報音楽8年時町大字年末99-5 TEL-0279-88-3722

羅蘭 草津温泉ボータルサイト https://www.kusatsu-onsen.ne.jp/



「全国人気温泉地ランキング -もう一度行きたい温泉地-

草津温泉が2年連続"第1位"を獲得いたしました。

◎調査対象: 『じゃらんnet』会員

◎調査方法:インターネット上でアンケートを実施

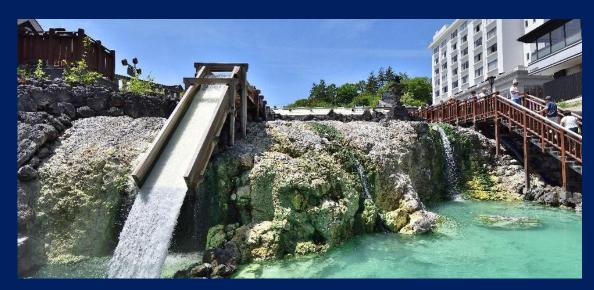
◎有効回答:1万2,594人

◎対象温泉:全国の332温泉地を

調査対象として設定

同ランキングにおける

「全国あこがれ温泉地」 第2位



地域ブランド調査 魅力度ランキング2024 草津町が 29位になりました! ※2023年の36位から7ランクアップしました。

地域ブランド調査とは・・・

ブランド総合研究所が全国の全1,741 市区町村の自治体の認知度・魅力度・居住の意欲度・まちのイメージなどに対する評価を総合的に図り、ランキング形式で順位付けしたもので、非常に注目度の高い調査です。

町民一丸となって推し進めてきたまちづくりの成果が、魅力度・ブランド力の高い町として認められたものであります。

2017年 国連主催 アジア景観大賞 (中国) 国土交通省主催 都市計画大賞 (日本)



2019年 テレビ東京 カンブリア宮殿





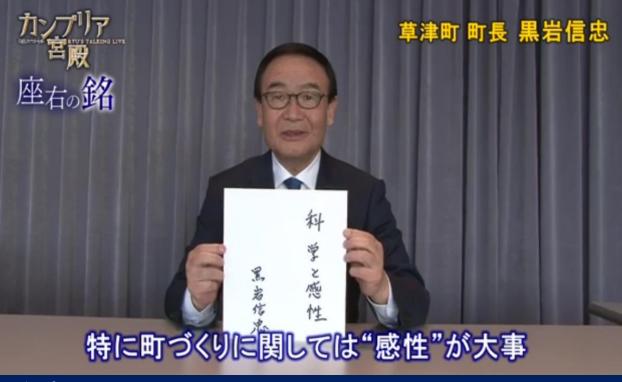
大胆な投資と財政改革・温泉街の再生と V字回復が反響を呼び、出演。 「奇跡の草津」として 大きく取り取り扱われた。 当時、政治家での出演は東京都知事と

北海道知事に次ぐ3人目。

科学と感性



草津町 町長 黒岩信忠



「経営を科学する」

とことんデータをはじき、市場を調査し、数字を積み重ねる。 9割が科学で出来たとしても、残りの1割は<mark>感性で判断</mark>をする。 特にまちづくりは感性が大事である。

"科学と感性"という相反する言葉を常に考えている。

参議院予算委員会地方公聴会への選任

国における令和7年度予算の審査のため、 予算委員会地方公聴会が令和7年2月12日、群馬 県で初めて開催され、4名の公聴人のうちの一人に 黒岩町長が選任された。

> 令和7年2月13日 上毛新聞掲載

題などについて意見を述 集中の是正や地方財政の 公聴会が12日、 結婚式場で開かれた。山 高崎市内

東京23区内から本社など る地方拠点強化税制の

ム聴会が開かれるのは初め

によるまちづくりの取り組

公明党の議員も暦

高崎で衆院予算委地方公聴会 議員と知事、首長 意見交換



日市出身の櫛渕万里氏 3浅野哲氏(茨城5区) が参加。安住淳委員長は冒 質問した本県関連の議員 多田市長は学校給食費 立憲民主党の長谷川寛 現場の意見を聞くに と 「温泉地を含む観光地 を積極的に進めてお 国民民主党県連代表



持続可能なまちづくりを行うとい う視点において、観光立町である 草津町をはじめとした地方自治体 が地方の活性化を図るためには、

「持続性のある地方創生にかかる 国からの支援」が必要であると意 見陳述した。

